

ガス小売選択約款

(業務用契約)

2026年1月1日

西武ガス株式会社

目 次

1.	適用	1
2.	この選択約款の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	1
5.	契約の締結	2
6.	使用量の算定	2
7.	料金	2
8.	単位料金の調整	3
9.	その他	4

付則

1.	実施の期日	5
----	-------	---

別表

1.	適用区分	6
2.	料金及び消費税等相当額の算定方法	6
3.	料金表（業務用契約）	7

1. 適用

- (1) このガス小売選択約款（業務用契約）（以下「この選択約款」といいます。）は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、当社と需給契約を締結したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款（以下「小売供給約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、小売供給約款の変更等に伴いこの選択約款を変更することができます。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売供給約款のみを変更する場合は、小売供給約款の規定によります。

3. 用語の定義

- (1) 「業務用施設」とは、商業用・工業用及び医療用にガスを使用する施設をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約季節不荷率」とは、次の算式により算定した場合をいい、パーセントで表示します。
(小数点以下切捨て)

$$\text{契約季節負荷率} = \frac{\text{7月から9月の合計契約使用量}}{\text{1月から3月の合計契約使用量}} \times 100$$

- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (8) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は次のすべての条件を満たし、お客様がこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 業務用施設での適用であること。
- (2) 契約年間引取量が契約年間使用量の90パーセント以上であること。
- (3) 契約年間使用量が6, 139立方メートル以上であること。
- (4) 契約季節負荷率が50パーセント以上であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
- ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- ③契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) この選択約款を契約されたお客さまが、その契約期間満了前に解約された場合、あるいは、お客さまの契約期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合には、当社は下記の期間、本約款の申込を承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。

1. 契約期間満了前に解約された場合

解約された日より、解約された契約の満了予定日からの1年目の日までの期間

2. 契約期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合

- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別(供給約款に定める料金)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは契約解約後は小売供給約款にもとづく契約となります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスマーティーの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスマーティーの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内(以下「早取期間」といいます。)に行われる場合には早取料金を、早取期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅取料金」といいます。)を料金として支払っていただきます。なお、早取期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、単位料金を用います。)を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)(2)により算定した平均原料価格が(2)(1)に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

84,660円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表第6の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9771 + \text{トン当たりLPG(プロパン)平均価格} \times 0.0474$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

(1) その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は2026年1月1日から実施いたします

2. この約款の実施に伴う切替措置

当社は、2026年1月分検針日までに支払い義務が発生する料金については、2025年12月31日までに適用されるガス小売供給約款に基づき算定し、2026年1月分検針日以降に支払い義務が発生する料金については、この約款に基づき算定いたします。

(別 表)

1. 適用区分

- 業務用料金表A 使用量が 0 立方メートルから 1022 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 業務用料金表B 使用量が 1022 立方メートルをこえ 2557 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 業務用料金表C 使用量が 2557 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といいたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといいたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(閏年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ①早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ②遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 業務用料金表A

(1) 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	6, 930円
-------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	125.50円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 業務用料金表B

(1) 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	10,451円
-------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	122.06円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 業務用料金表C

(1) 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	19,258円
-------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	118.62円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。